

令和元年厚木市農業委員会 7月定例総会議事録

日 時 令和元年 7月 25日 木曜日 午後 1時 30分から午後 3時 45分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 松 前 進

3番 小 塩 仁

4番 臼 井 スミ子

6番 井 上 謙 治

7番 難 波 博 文

8番 野 口 政 夫

9番 三 橋 澄 夫

10番 木 原 淳 子

11番 飛 川 雄 治

12番 早 川 曉(会長職務代理者)

欠席者

2番 市 川 和 典

5番 山 川 宏 司

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 22 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (報告 13 件)
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告 2 件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 6 件)
- 5 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (8 件)
- 6 議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)
- 7 議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (7 件)
- 8 議案第 33 号 新規就農者の認定について (2 件)
- 9 議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について (15 件)
- 10 議案第 35 号 農地利用最適化推進委員候補者の選考について (1 件)
- 11 議案第 36 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の設定について (1 件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。
市川和典委員及び山川宏司委員から欠席の届出があります。
これより、令和元年厚木市農業委員会7月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、10番の飛川雄治委員と11番の早川暁会長職務代理者をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、6月11日から7月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で11件、15筆、面積は3,782.54平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で11件、39筆、面積は6,516.98平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、22件、54筆、面積は10,299.52平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたし

ます。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、6月11日から7月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は13人、筆数は51筆、面積は27,916平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、御報告いたします。報告する案件は2件でございます。

1番でございますが、令和元年6月17日付けで、Aさんの相続人であります関口にお住まいの三男Bさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は、関口字北原1筆、地目は畑、面積は979平方メートルの内964.96平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和元年7月1日付けで証明書を交付したものでございます。

2番でございますが、令和元年6月17日付けで、Aさんの相続人であります関口にお住まいの養子Cさんから相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。

相続税の納税猶予の特例を受けようとする農地は、関口字長坂1筆及び同字西河原3筆、地目は田、合計面積は3,391平方メートルでございます。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行いましたところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、令和元年7月1日付けで証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

〈農地管理係長〉

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は6件でございます。

1番でございますが、申請者は、三田にお住まいのDさんでございます。

申請地は三田字下川原1筆、地目は田、面積は529平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和63年1月に農業用倉庫が建てられ、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、申請に先がけて、事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、5月28日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、酒井にお住まいのEさんでございます。

申請地は酒井字上反町2筆、地目は田及び畑、合計面積は661平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、近隣事業者から駐車場として貸してほしい旨の申出を受け、平成11年3月頃に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、6月24日に堀池会長及び小塩委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、三田にお住まいのFさんでございます。

申請地は三田字田居頭1筆、地目は畑、面積は396平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成21年には既に住宅敷地の一部及び農業用倉庫として使用しており、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、6月27日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、及川にお住まいのGさんでございます。

申請地は及川字的場1筆、地目は畑、面積は4.38平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成21年8月に隣接地が店舗として農地転用許可を受けた際に残地となり放置され、位置、面積及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っております。

また、これらの経過を踏まえ、6月27日に飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、愛甲東3丁目にお住まいのHさんでございます。

申請地は愛甲東三丁目2筆、地目は畑及び田、合計面積は773平方メートルでございます。

これらの土地につきましては、近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の申出を受け、平成7年4月に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月4日に早川会長職務代理者及び木原委員へ資料を基に説明を行った結果、既に現地の状況を把握されており、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

6番でございますが、申請者は、愛甲東3丁目にお住まいのIさんでございます。

申請地は愛甲東三丁目1筆、地目は田、面積は370平方メートルでございます。

この土地につきましては、近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の申出を受け、平成7年4月に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、7月4日に早川会長職務代理者及び木原委員へ資料を基に説明を行った結果、既に現地の状況を把握されており、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました小塩委員、飛川委員及び木原委員から報告をお願いします。

<飛川委員>

1番、3番及び4番について説明いたします。

1番でございますが、この土地につきましては、昭和63年1月に農業用倉庫が建てられ、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、平成21年には既に住宅敷地の一部及び農業用倉庫として使用しており、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

4番でございますが、この土地につきましては、平成21年8月に隣接地が店舗として農地転用許可を受けた際に残地となり放置され、位置、面積及び形状等から見て、農業の用に供することができない土地として、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<小塩委員>

2番について説明いたします。

これらの土地につきましては、近隣事業者から駐車場として貸してほしい旨の申出を受け、平成11年3月頃に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<木原委員>

5番及び6番について説明いたします。

なお、現地につきましては、早川会長職務代理者が現地の状態を把握しておりましたので、一緒に資料を確認いたしました。

5番でございますが、この土地につきましては、近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の申出を受け、平成7年4月に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

6番でございますが、この土地につきましては、近隣事業者から資材置場として貸してほしい旨の申出を受け、平成7年4月に、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

5番及び6番についてですが、説明では資材置場として貸し出しているとありましたが、地図を確認すると建物があるように見えますので、その部分について説明をお願いします。

<早川会長職務代理者>

地図で建物のように見える部分については、コンテナが置いてあります。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、本議案は8番までございますが、1番につきましては、早川会長職務代理者が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので早川会長職務代理者の退室を求めます。

〔早川会長職務代理者退室〕

〈議長〉

それでは、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番についての事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について御説明申し上げます。

対象となる農地の所在地は愛甲字扱免1筆、地目は田、面積は991平方メートルです。

受人は愛甲東1丁目にお住まいのJさんで、渡人は愛甲東3丁目にお住まいのKさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,373.41平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての1番の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番は、許可することに決しました。

ここで早川会長職務代理者の入室を認めます。

〔早川会長職務代理者入室〕

〈議長〉

それでは、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番から8番についての事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番から8番について御説明申し上げます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字公所2筆及び下荻野字日影2筆、地目は畑、合計面積は2,938平方メートルです。

受人は鳶尾1丁目にお住まいのLさんで、渡人は中荻野にお住まいのMさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては本人、父、母及び祖母の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は2,938平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約10分のところに位置しております。

なお、受人のLさんは、渡人のMさんの孫にあたり、現在Mさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

3番でございますが、対象となる農地の所在は酒井字新宿2筆、地目は畑、合計面積は399平方メートルです。

受人は愛甲東3丁目にお住まいのNさん親権者Oさんで、渡人は同所にお住まいのPさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては父及び母の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は270日、耕作面積は2,682平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は飯山字下亀井1筆、地目は畑、面積は839平方メートルです。

受人は旭町5丁目の一般社団法人Q、理事長Rさんで、渡人は宮の里1丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、営農型発電施設を設置するための区分地上権の設定です。

本案件につきましては、営農を継続しながら、その上空に太陽光パネルの設置及び地下にケーブルを埋設するために、区分地上権を設定するための申請でございます。

支柱部分等につきましては、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の7番で一時転用申請が提出されております。

また、作物への影響については、太陽光パネルを支柱にて、3メートルから3.5メートルの高さに設置し、その下を畑として耕作するということであり、作物への影響はないものと判断いたしました。

なお、審議の結果許可すると決定した場合には、農地法第5条の許可を条件に、農地法第5条と許可日を合わせて発行いたします。

5番でございますが、対象となる農地の所在は酒井字新宿2筆及び同字榎戸4筆、地目は畑及び田、合計面積は2,466平方メートルです。

受人は酒井にお住まいのTさん及び同所にお住まいのUさんで、渡人は同所にお住まいのVさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜及び水稲の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機等。

労働力につきましては本人、妻及び長男の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は8,276平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約1分のところに位置しております。

6番でございますが、対象となる農地の所在は愛甲字新町5筆、酒井字新宿4筆及び同字長町2筆、地目は田及び畑、合計面積は6,649平方メートルです。

受人は横浜市南区六ツ川4丁目にお住まいのWさんで、渡人は酒井にお住まいのEさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稲及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、父、母、妻、弟、弟の妻及び雇用人の合計7人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は13,120.54平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約45分のところに位置しております。

なお、受人のWさんは、渡人のEさんの子にあたり、現在Eさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている場合であっても家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

7番でございますが、対象となる農地の所在は酒井字新宿5筆、戸田字橋外2筆、同字鶴田2筆及び同字立葭3筆、地目は田及び畑、合計面積は5,608平方メートルです。

受人は横浜市保土ヶ谷区川辺町にお住まいのXさんで、渡人は酒井にお住まいのEさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稲及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、父、母、妻、兄、兄の妻及び雇用人の合計7人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は13,120.54平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約45分のところに位置しております。

なお、受人のXさんは、渡人のEさんの子にあたり、現在Eさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている場合であっても家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

8番でございますが、対象となる農地の所在地は小野字赤坂1筆、地目は田、面積は145平方メー

トルです。

受人は小野にお住まいのＹさんで、渡人は小野にお住まいのＺさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては本人、父、祖父及び祖母の合計４人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は7,725.01平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての2番から8番までについての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<松前委員>

6番及び7番についてですが、耕作者数は重複しているのでしょうか。

<専任主幹>

6番及び7番については、同一経営体となっておりますので、重複しております。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番から8番までについて許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番から8番までは、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字道西1筆、地目は田、面積は456平方メートルです。

申請人は、三田にお住まいのaさんです。

本申請は、駐車場及び資材置場設置のための許可申請です。

申請人は、三田南3丁目に本店を置き、解体工事業を営むb株式会社から、現在借りている工事用車両及び資材置場を返却することになり、新たな工事用車両及び自社用の駐車場兼資材置場が必要となったため、事業所の近隣にあり、利便性が良い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の北側は道路、東側は雑種地、南側は畑、西側は宅地となっております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅5メートルのスロープで設け、敷地内を碎石敷し、従業員用車両4台分、2トンドンプカー4台分の駐車場のほか工事用重機1台及び単管・足場板といった資材置場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、西側に既存のコンクリートブロックがあり、北側及び南側に高さ1.1メートル程の丸太鉄線柵を新設。北側、南側及び東側に高さ10センチメートルの鋼板土留めを新設する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は申請地西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないと判断されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字才戸1筆、地目は畑、面積は312平方メートルです。

申請人は、海老名市国分南4丁目にお住まいのcさんです。

本申請は、資材置場設置のための許可申請です。

申請人は、海老名市国分南4丁目に事業所を置き、水道工事業を営む個人事業主で、現在自宅の一部や庭に設置している物置を利用し、資材を保管しておりますが、事業が拡大していることから、自身で所有しているため土地購入費が必要なく、資材置場として必要である面積を確保できる申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の北側、東側及び西側は畑、南側は宅地となっております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に2.5メートルで設け、自己所有地及び不動産業者が

所有している宅地の一部を通行する計画となっております。なお、不動産業者が所有する宅地部分について、通行することについて同意がされております。敷地内を砂利敷し、給水管や排水管といった資材の置場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、北側、西側及び東側にコンクリートブロック 2 段から 3 段を新設、南側は隣接地のコンクリートブロック 3 段を利用する計画となっております。

また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は申請地西側が市街化区域となっており、そこから 300メートルの距離に位置し、農地の規模が 10ヘクタール未満となる第 2 種農地です。

農地法第 4 条第 6 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題が生ずるおそれはないと判断されます。

農地法第 4 条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<飛川委員>

1 番及び 2 番については、土地利用計画図に雨水浸透升や浸透トレンチ管が見当たりませんが、雨水の被害防除措置はどのように行うのでしょうか。

<副主幹>

雨水は敷地内自然浸透処理する計画となっております。

<飛川委員>

砂利敷にすると雨水が浸透していかないと思いますが、どう思いますか。

<副主幹>

碎石や砂利が雨水の浸透を阻害するとは思えません。

<飛川委員>

しかし、碎石や砂利を厚く敷いてしまうと雨水が浸透していかないのは常識的に考えてわかると思います。

申請に来た際にその辺りの説明をしておかないと後々困ると思います。

<副主幹>

農地転用許可申請にあたり、隣接地に雨水や土砂が流出しないことというのが審査項目でもありますが、1 番及び 2 番については、敷地の周囲をコンクリートブロックで囲う等、被害防除処置は講じております。

また、土地柄雨水が浸透しづらいのであれば、雨水等が隣接地へ流出しないように代理人と協議

していきたいと思います。

〈飛川委員〉

敷地内で浸透処理できるのであれば問題ありませんが、最近は局地的集中豪雨もありますので、その点も含めた上で隣接地への被害防除措置の指導を行ってください。

〈副主幹〉

わかりました。

〈議長〉

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程6、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

〈議長〉

次に、日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、本議案は1番から7番までありますが、そのうち6番までを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈副主幹〉

ただいま議題となりました、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から6番までについて御説明申し上げます。

お諮りする案件は6件でございます。

1番及び2番の申請地は、水路で分断されており一体利用ができないことから申請が分かれておりますが、受人及び渡人が同一でございますので、併せて説明いたします。

受人は大磯町高麗2丁目の株式会社d、代表取締役eさん、渡人は中荻野にお住まいのfさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための許可申請です。

受人は、大磯町高麗2丁目で県央地域を拠点として土木建築工事業を営む法人で、現在二宮町で

借用している資材置場の返却を求められており、県央地域で戸建分譲を50棟計画しており、厚木市での業務拡大を図っていることから申請地を選定し、資材置場として利用するため、今回申請されたものです。

1番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大畑2筆、地目は田及び畑、合計面積は495平方メートルです。

申請地の北側は道路、西側及び南側は水路、東側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅5メートルのアスファルト舗装にて設け、道路境界にグレーチングを新設し、敷地内を碎石敷し、砂利を置くための資材置場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外の周囲を高さ1メートルの単管柵及び高さ60センチメートルの板張りを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大畑4筆、地目は田及び現況が畑である雑種地、合計面積は1,661平方メートルです。

申請地の北側は道路、西側は宅地、東側及び南側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅5メートルのアスファルト舗装にて設け、道路境界にグレーチングを新設し、敷地内を碎石敷し、足場やブロック等を置くための資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外の周囲を高さ1メートルの単管柵及び高さ60センチメートルの板張りを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、2番については開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は三田字中川原1筆、地目は田、面積は1,001平方メートルです。

受人は棚沢の有限会社g、取締役hさん、渡人は三田にお住まいのiさんです。

本件は所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、棚沢に本店を置き中古自動車販売業を営む法人で、事業拡大により現在棚沢で所有している車両置場が手狭となったことから、事業所の近傍にあり、付近に民家が無く、交通量の少ない道路に接している申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は田、西側は道路、東側は水路、南側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅6メートルのコンクリート舗装にて設け、道路境界にグレーチングを新設し、敷地内を50センチメートル程盛土した上で碎石敷し、乗用車24台分のスペースがある車両置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック2段から3段積及び高さ1.8メートルのネットフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから428.24メートルの距離に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は中荻野字大畑1筆、地目は田、面積は271平方メートルです。

受人は山際のj株式会社、代表取締役kさん、渡人は中荻野にお住まいのfさんです。

本件は所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、山際に本店を置き、土木工事業を営む法人で、現在七沢に借用している資材置場について、所有者から返却を求められたため、樹木の伐採工事を行う予定地から近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は畦畔、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に幅4メートルにて設け、道路境界にグレーチングを新設した上、敷地内を砂利敷し、コンクリートブロックや単管パイプといった資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ1メートルの単管柵及び高さ60センチメートルの板張土留めを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、出入口にU字側溝及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

5番でございますが、対象となる農地の所在は三田字屋際2筆、地目は田、合計面積は2,520平方メートルです。

受人は愛甲西3丁目の株式会社l、代表取締役mさん、渡人は中町3丁目にお住まいのnさんです。

本件は所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は愛甲西3丁目に本店を置き土木工事業を営む法人で、受注が増加傾向にあり、現在使用している資材置場がなく、今後の事業拡張を見据え、資材置場を確保する必要が生じたことから、主要幹線道路や高速道路に近く利便性が高い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は雑種地、西側は道路、東側は水路、南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に幅10メートル及び8メートルの2箇所をコンクリート舗装にて設け、出入口部分のみ既存の水路を暗渠にいたします。敷地内を50センチメートル程盛土した上で碎石舗装し、単管パイプや万能鋼板といった資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック1段から3段積を新設す

る計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

本案件は2,000平方メートル以上の案件でございますので、農業委員会申合せにより、令和元年6月11日に役員、地元農業委員である飛川委員及び事務局職員で現地確認を行っております。

6番でございますが、対象となる農地の所在は三田字中川原7筆、地目は田、合計面積は1,769平方メートルです。

受人は妻田北1丁目の株式会社o、代表取締役pさん、渡人は上依知にお住まいのqさんです。

本件は所有権移転による資材置場設置ための転用許可申請です。

受人は、妻田北1丁目に本店を置き土木工事業を営む法人で、受注が増加傾向にあり、現在使用している資材置場がないため、資材置場を確保する必要が生じたことから、近隣に民家がなく騒音が問題になりづらいこと、単管足場等の資材を置くための面積が十分確保できる申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側及び南側は田、西側は水路、東側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口は東側にある既設の幅4メートルのコンクリート打ちを利用し、敷地内を60センチメートル程盛土した上で砂利敷し、単管足場や鉄筋等の資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外に高さ75センチメートルの鉄筋コンクリート擁壁及び高さ90センチメートルのフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、浸透トレンチ管及び雨水浸透柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから460.74メートルの距離に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<飛川委員>

6番についてですが、説明によると敷地内を60センチメートル程盛土するとありましたが、道路よりもかなり低くなっていると思いますが、その辺りは大丈夫ですか。

<副主幹>

60センチメートルの盛土を行うことにより道路と同じ高さになる計画です。

<飛川委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<松前委員>

1番及び2番については、北側にあつぎこどもの森、西側にはゴルフ場や宅地があり、車の往来も多いと思いますが、近隣住民から意見等はなかったのでしょうか。

<副主幹>

松前委員のおっしゃるとおり、当該地については近隣住民からトラック等の通行は止めてほしい旨の相談が来ていると代理人から聞いております。

北側は厚木市道ですので通行を止める制限などを設けることはできませんが、通行にあたっては、十分に配慮するように代理人を通じて指導しており、了解はもらっております。

<松前委員>

休日には、沢山の人が利用する道ですので最大限の配慮をするように伝えておいてください。

<副主幹>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から6番までについて、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番から 6 番までは、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

それでは、日程 7、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 7 番を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 7 番について御説明申し上げます。

まず初めに、営農型太陽光発電設備における一時転用の概要について説明させていただきます。これは、農地に簡易な構造で容易に撤去できる支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものです。転用面積は支柱部分及び付帯設備部分となります。

下部の農地における営農の適切な継続を前提とするもので、太陽光パネルの角度、間隔等が農作物の生育に適した日照量を保つ設計であるほか、支柱の高さや間隔が農業機械等を効率的に利用して営農する空間を確保できるものである必要があります。

許可された場合、地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割以上減少している場合や農作物の品質に著しい劣化が生じている場合は、適切に営農が継続されていないと判断されますので、設備を撤去するように指導を行うこととなります。

また、農作物の収穫状況を毎年 2 月末までに報告することになっており、その際は報告内容が適切であるか知見を有する者の確認を受ける必要があります。

適切な営農が継続されていれば、一時転用許可期間が満了時に再度許可申請を行い、許可期間を更新することも可能となります。

それでは 7 番について説明申し上げます。

対象となる農地の所在は飯山字下亀井 1 筆、地目は畑、面積は 839 平方メートルの内 0.21 平方メートルです。

受人は旭町 5 丁目の一般社団法人 Q、理事長 R さん、渡人は宮の里 1 丁目にお住まいの S さんです。

本件は賃借権設定による営農型太陽光発電設備の許可日から 10 年間の一時転用許可申請です。

受人は、旭町 5 丁目に主たる事務所を置き、営農型発電ソーラーシェアリング事業を営む法人で、自然環境にダメージを与えず、地産地消で小規模分散型のエネルギーシステム社会を目指しており、当該法人の副理事である S さんの父が所有する農地で、日照条件がよく、土壌などの営農条件がよいことから申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の北側は道路、西側及び東側は宅地、南側は畑に接しております。

設備につきましては、太陽電池モジュールを 219 枚設置することにより、およそ 26.28 キロワットの発電が可能な規模となっており、太陽光パネル用支柱 40 本及び r 株式会社に電力を送るための支柱 1 本を設置する計画です。

支柱の高さは最低地上高が 2.09 メートル、最高地上高が 3 メートルとなっており、支柱の間隔は

2.1メートルから4.46メートルとなっております。

遮光率については31.88パーセントから49.06パーセントまでの3段階の区域が配置されております。

下部農地で作られる作物はサツマイモ、サトイモ、ジャガイモ、落花生となっております。暑すぎる直射日光がこれらの農作物に悪影響を与えるため、ソーラーシェアリングと特に相性がよい旨千葉県で既にソーラーシェアリング設備下で、これらの農作物を生育しているs株式会社のtさんが記載した資料が添付されております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障が生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての7番の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

事務局の説明にもありましたように、営農型発電施設の設置のための一時転用となりますが、本農業委員会として、初めての案件となることから、申請人から詳細な説明をしていただくため、本日、受人の一般社団法人Q、理事長Rさん及び渡人の代理人で耕作者のuさんにお越しいただいておりますので、ここで入室していただきます。

申請人を入室させてください。

[R及びu入室]

<議長>

Rさん及びuさんお忙しいところ、大変ご苦労様です。

今回の農地転用許可申請にあたって、厚木市農業委員会としては初めてとなります営農型発電施設の設置のための農地転用となりますので、具体的な事業計画や営農意欲についてお聞きするため、本日お越しいただきました。

御説明いただいた後、各農業委員からいくつか質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事業計画につきましてはRさんから、営農意欲につきましては耕作者であるuさんから説明をお願いします。

<一般社団法人Q、理事長R>

それでは、事業計画について御説明いたします。

事業の対象となる農地の所在は飯山字下亀井1筆、地目は畑、面積は839平方メートルの内0.21平方メートルです。

約397平方メートルに支柱を建てて、約3メートルの高さに太陽光発電パネルを設置し、畑の耕作と太陽光発電を同時に行う営農型太陽発電を行う計画となっております。

国のエネルギー政策で、再生可能エネルギーは主力電源と位置付けられていますが、自然や環境破壊を伴わない方法として、営農型太陽光発電は農林水産省や環境省が積極的に導入を進めています。

す。あくまでも農業が主体であり、発電設備が農業生産に悪い影響を及ぼさないことが条件となっており、一時転用許可申請は支柱部分になります。

太陽光発電設備で作った電気は、経済産業省の設備認定を受け、20年間固定価格で買い取っていただけの制度があります。10年後には、もう一度一時転用許可申請をさせていただくこととなります。つまり、発電を20年間続けるということは、下の畑でも20年間はしっかりと農業を続けるということで、農業の活性化につながるため、農林水産省も推し進めております。

事業者は、私たち一般社団法人Qで、1年前に設立いたしました。一般市民では、再生可能エネルギーを普及に関わりたくてもなかなか難しいということで、仲間を募りスタートいたしました。現在の会員は87名、事業を進めるための資金の協力をお願いして、160名を超える方の御協力をいただき、6月末の資金として800万円を超える額を確保することができています。

一般社団法人Q設立発起人の一人でもあるuさんの父、Sさんの農地を最初の一号機として借り、営農型太陽光発電施設を設置するために手続を進めてまいりました。

事業者である一般社団法人Q、所有者であるSさん、耕作者であるuさんとで、農地利用合意、一時転用部分の賃貸借契約、区分地上権の設定及び耕作をしっかりと行う旨の契約を取り交わしております。

設備に係る費用といたしましては、約1,000万円。それに対し、営農型発電で得られる収入は、20年間で約1,200万円を見込んでいます。

厚木では、初めての事業となりますので、モデル事業として普及に寄与できるものを設置したいと考えております。

営農型太陽光発電を考案された、vさんという方がいらっしゃいますが、その方の指導の下多くの実績を挙げている、w株式会社に設計や施工を依頼し、営農関係のアドバイスも受けております。

さらに、遮光と収穫の関係のデータを取り、今後の設計にも活かせる情報を提供していきたいと考え、私たちの設備では、3段階の遮光率で計画しております。

w株式会社では、農業法人も設立し、耕作放棄地にも営農型発電施設を作った実績もあるので、その辺りも参考にしていければと考えております。

次に、太陽光発電設備の構造について御説明いたします。設備としては、太陽光発電パネルの出力26.28キロワット、パワーコンディショナーの数値としては、19.8キロワットということで、一般家庭で考えると、5～6軒分の電力に相当します。

パネルは、通常屋根などに設置される畳1畳ほどのものではなく、幅が3分の1ほどの細長いパネルを設置します。これは、面積が小さくなりますので、風が吹いたときに受ける負荷が小さいことが、安全上の最大のポイントでもあります。また、1つのパネルの影も小さいことから、作物の日当たり上も適していると考えます。さらに、雨が農作物に落ちる影響についても、面積が小さいことで、影響が少なくなっております。

素材は、専用のアルミ素材を採用し、最新の国内基準をクリアしております。

農地転用の面積としては、直径76ミリメートルの杭が40本、パワーコンディショナー専用の単管パイプが2本、85ミリメートルのケーブル出入口が2箇所、併せて0.21平方メートルが一時転用の面積となります。

支柱部分については、農地の要件を満たさなくなった際に撤去しなければならないことから、比較的撤去がしやすいシンプルな形状となっております。

撤去する際の処理につきましては、架台自体はアルミなどの有機物、パネルのリサイクルについては現在研究が進められておりますが、表面の強化ガラス、樹脂にあたる部分及びシリコンの分離

技術が確立されれば、ほとんどの部分が素材としてリサイクルできると見込まれています。

以上でございます。

<議長>

ありがとうございました。

続きまして、uさんから営農意欲について説明をお願いします。

<u>

まず、経営分析についてですが、農地全体で839平方メートルあります。

その中で、今回の事業に該当する部分は、約397平方メートルー時転用面積は0.21平方メートルです。

現在の作付け状況につきましては、主要作物として、サツマイモ、サトイモ、ジャガイモ及び落花生を栽培しておりますが、裏作として、キャベツやニンニク及びタマネギなども考えており、農閑期は畑を休ませて土づくりを行う予定となっております。

営農を行う人間については、私が中心ですが、一般社団法人Qの方々にもボランティアとしての参加をお願いしており、既に私の指導の下、サツマイモの植付けや除草作業及び収穫なども行っております。

所有している農機具は、耕うん機、申請地は自宅から車で約5分のところにあります。

営農意欲については、メインの4種類の他に様々な作物に挑戦していきたいと思っております。

遮光率については、約30パーセントから約50パーセント日光を遮ることがあっても、作物の生育状況にはほぼ影響がないとの研究結果も出ており、厚木市農業委員会事務局にも提出しておりますが、実際に先行事例として実証できればと思っております。

遮光率よりも、土壌をいかに豊かにするか、どれだけ一生懸命農業に取り組むかが大切で、その辺りをしっかりとやっていけば、市の平均収穫量を2割下回ることはないと思っております。

また、日影ができますので、実際に農業をやる者にとってはありがたいです。実際に小田原市に先行事例があるので何度か行って中に入りましたが、適度な日影ができるため、真夏の炎天下でも気持ちよく農作業ができます。近年の温暖化でこれからの時期は非常に暑い日が続きますが、あまりにも暑いと作物もバテてしまいますので、作物にとっても適度な日影があった方が、良い場合もあるかと思っております。

今後とも、専門家や先輩の農家の皆様の協力を頂きながら営農に努めてまいりたいと思っております。

<議長>

ありがとうございました。

具体的な事業計画及び営農計画を伺いました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<木原委員>

営農状況についてお聞きします。

申請地で営農されているということですが、農業の実績や作物の販路はどのようになっているのか教えてください。

<u>

私の農業実績といたしましては、父親から指導を受けながら35年間農業を行っており、現時点で栽培しているものは、根菜類がメインです。

販路につきましては、昨年からは愛川町の小学校に農作物を卸しています。昨年はサツマイモのみでしたが、今年はジャガイモも45キログラムほど卸しております。

<木原委員>

農作物の日照が遮られても収量に影響がほぼないとの説明をされていましたが、その辺りをもう少し詳しく教えてください。

<u>

私たちが考えている営農型発電施設の遮光率ですが、先ほど、Rから3段階あると御説明いたしました。

平均で37パーセントから38パーセントの遮光率を考えていますが、太陽がずっと真上にあり照らしているというわけではありません。太陽が動くのに従い、日影は動いていきますのでずっと日が当たらない作物はないという点。また、先ほど申し上げた4種類の作物につきましては、様々な先行事例を見ても、日影があっても生育に問題がないどころか、上空に影があった方が収量の伸びた作物もあるというデータがあります。

実際にやってみないとわからないこともありますが、そういった先行事例をもとに、更に創意工夫をしていきたいと思えます。

<一般社団法人Q、理事長R>

作物というのは、太陽光が当たることにより光合成を行います。光が強ければ強いほど良いわけではなく、一定以上の光が当たると光飽和点を超えてしまうので、それ以上の収量は見込めません。そのような理由から、多少影になったとしても作物の収量が極端に落ちるものではないと考えます。

<木原委員>

ありがとうございます。

<議長>

他に質問はありませんか。

<難波委員>

先ほどの説明を聞いた限り、農地に対していろいろな配慮をされているように感じました。

現地を確認したところ、非常に風当たりが強い場所です。設備が撤去しやすいような施工をされるということなので、強風が吹いたときに耐えられるのかが不安ですが、その辺りの対策はどのようにされるのでしょうか。

<一般社団法人Q、理事長R>

風については、私たちも一番心配しているところでございます。

設計仕様は国土交通省基準の風速34メートル毎秒に耐えられるよう構造計算された設備です。w株式会社では、厚木市の100倍以上の規模で営農型発電施設を設置しておりますが、これまで風で壊れた等の被害は出ておりません。また、昨年10月の風速50メートル毎秒を超える台風でも問題がなかったと聞いております。

しかし、近年の異常気象で極端に強い風や竜巻に耐えるかはわかりませんので、風水害農損害保険や賠償責任保険にする等対策をいたしますので、万が一の破損や修理への被害にも対応できるようになっております。

<難波委員>

ありがとうございます。

<議長>

他に質問はありませんか。

<議長>

まだまだ、お話を聞きたいところがございますが、予定時間の方がだいぶ過ぎております。

ただいま、委員の皆さんから様々な質問がなされたということは、厚木市農業委員会で初めてとなる営農型発電施設の設置について、本当に太陽光パネルの下で営農継続ができるのかとの不安があるからだと思っておりますので、その点を十分御理解していただき、営農を行っていただきたいと思っております。

質問はないようですので、Rさん及びuさんには、ここで退室していただきます。お疲れ様でした。

[Rさん及びuさん退室]

<議長>

ただいま、申請人からのヒアリングが終わりました。これより質疑に入ります。皆さん方から、何かご質問やご意見はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」の7番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 32 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 7 番は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 8、議案第 33 号「新規就農者の認定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第 33 号「新規就農者の認定について」、御説明申し上げます。

1 番でございますが、申請人は、長谷にお住まいの y さんです。

申請人は、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第 2 条第 2 項第 5 号に規定する農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を作成し、市から就農計画の認定を受けた認定農業者で、平成 30 年 3 月 1 日付けで認定証が交付されております。

耕作予定地は愛甲西三丁目 1 筆、地目は畑、面積は 565 平方メートルの内 282.00 平方メートル。

通作距離は車で約 2 分です。

バンジー及びインパチェンス等の花き栽培を予定しております。

年間の所得目標は 380 万円。販路といたしましては、全量、事業所への販売を予定しております。

2 番でございますが、申請人は、七沢にお住まいの y さんです。

申請人は、埼玉県深谷市にあります株式会社 z で平成 26 年 4 月から約 5 年間、農業研修を受けて、同要綱第 2 条第 2 項第 4 号に規定する県知事が認定した農業経営士若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における研修の修了書が提出されております。

提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条第 2 項に掲げる認定規準の要件全てを満たしているものです。

耕作予定地は七沢字深田 3 筆、地目は畑、合計面積は 1,420 平方メートル。

通作距離は車で約 2 分です。

キャベツ及びカリフラワー等の露地野菜の作付けを予定しております。

年間の所得目標は 300 万円。販路といたしましては、直販及び市場等を予定しております。

1 番及び 2 番について、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第 3 条に掲げる認定規準の要件を全て満たしているものです。

また、この後、御審議いただきます議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」に係る利用権の設定を受け、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定しようとするものです。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第33号「新規就農者の認定について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 8、議案第33号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり承認することに決しました。

〈議長〉

続きまして、日程 9、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当主幹〉

ただいま議題となりました議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」、御説明申し上げます。

1 番でございますが、借人は七沢にお住まいの y さんで、申出地は七沢字深田 3 筆、地目は畑、合計面積は1,420平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

2 番でございますが、借人は長谷にお住まいの z さんで、申出地は愛甲西三丁目 1 筆、地目は畑、面積は565平方メートルの内282平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3 番でございますが、借人は海老名市浜田町にお住まいの α さんで、申出地は妻田北二丁目 3 筆、地目は畑、合計面積は1,536平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4 番でございますが、借人は三田南 3 丁目にお住まいの β さんで、申出地は三田字根岸下 1 筆、地目は田、面積は2,040平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5 番から 8 番でございますが、借人は下依知 2 丁目にお住まいの γ さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

5 番の申出地は飯山字大見原 1 筆、地目は畑、面積は991平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6 番の申出地は飯山字平山下 1 筆、地目は田、面積は912平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7 番の申出地は飯山字平山下 1 筆、地目は畑、面積は1,127平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8 番の申出地は飯山字下簀谷 1 筆、地目は田、面積は1,637平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9 番でございますが、借人は温水にお住まいの δ さんで、申出地は愛甲字金地 6 筆、地目は田、合計面積は5,946平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

10 番でございますが、借人は下荻野にお住まいの ε さんで、申出地は三田字宮ノ上 1 筆、地目は畑、面積は541平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

11番でございますが、借人は三田にお住まいの〇さんで、申出地は三田字上川原3筆、地目は田、合計面積は1,135平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

12番でございますが、借人は関口にお住まいの〇さんで、申出地は下荻野字六反2筆、地目は田、合計面積は1,614平方メートル、利用目的は大豆及び麦、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

13番でございますが、借人は温水にお住まいの〇さんで、申出地は温水字下耕地2筆、地目は田、合計面積は2,045平方メートル、利用目的は水稲、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

14番でございますが、借人は岡田5丁目にお住まいの〇さんで、申出地は酒井字屯原1筆、地目は畑、面積は297平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

15番でございますが、借人は戸田にお住まいの〇さんで、申出地は戸田字鴉町4筆、地目は田、合計面積は1,928平方メートル、利用目的は水稲、3年間の賃貸借権の更新設定でございます。

なお、1番から15番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。栽培

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

<議長>

続きまして、日程10、議案第35号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました、議案第35号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」、御説

明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づきまして、新たに農地利用最適化推進委員を委嘱するため、同法19条の規定により農業者等に候補者の推薦を求めるとともに募集を行った結果、14人の推薦及び1人の応募があり、去る7月4日に役員会を開催し、選考を行いましたので、その結果に基づき、議案に記載の14人の方を厚木市農地利用最適化推進委員候補として選考するものでございます。

なお、役員会での選考に当たりましては、推薦または応募の申込書を基に、また、推薦または応募の人数が2人を超えている地区につきましては、同地区選出の委員の意見を求めた上、各人の本市の農業に関する識見、意欲と熱意、農業経営の経歴、農業の現状に対する考え、職務遂行に対する適格性の5項目にわたり、5段階で評価を行い、合計点により選考を行ったものでございます。

以上でございます。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第35号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第35号「農地利用最適化推進委員候補者の選考について」は、原案のとおり承認されました。

<議長>

次に、日程11、議案第36号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第36号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」御説明申し上げます。

初めに、別段の面積について御説明申し上げます。

耕作目的で農地の所有権移転や賃借権等の設定を行う場合は、農地法第3条の規定に基づく許可が必要となっております。

このうち譲受人である権利を取得しようとする者の経営面積についての規定が、いわゆる下限面積でありまして、北海道を除く都府県では、この下限面積は50アールと規定されております。

農地の権利を取得する農家の権利取得後の経営面積が50アールに達しない場合、所有権の移転や賃借権等の設定について、農地法第3条の規定に基づく許可を受けることができないということになっております。

このことが、農地法第3条第2項第5号に規定されており、農地法第3条の規定に基づく許可を得るための1つの要件となっております。

しかし、農業委員会が50アールの範囲内で別段の面積を定めたときは、その面積を下限面積とすることができるものと規定されております。

なお、この別段の面積については、「農業委員会の適正な事務実施について」という農林水産省経営局長通知に基づき、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議をしなければならないこととなっておりますので、本日、御提案申し上げ、御審議いただくものです。

現在厚木市では設定区域を市全域とし、別段の面積を25アールとすることを公示し、適用しております。

別段の面積を定める基準は、農地法施行規則第17条第1項第1号に規定する設定区域につきまして、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であることと規定されております。

市内全域の営農条件はおおむね同一と認められることから、設定区域はこれまで同様、引き続き市全域としようとするものです。

次に、別段の面積については、農地法施行規則第17条第1項第3号で、農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであることと規定されております。

本年7月現在の農地基本台帳に基づく、農地法第3条第2項第5号の下限面積に代わる別段の面積の経営耕地面積規模別数割合の25アール未満で農地を耕作している農家の割合は、耕作農家数全体の41.96パーセントであるため、農地法施行規則で規定されている100分の40を超えております。

このため、今年度につきましても、別段の面積は25アールということで変更なしとして御提案申し上げます。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第36号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」は、原

案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程11、議案第36号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について」は、原案のとおり承認することに決しました。

〈議長〉

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年厚木市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。

令和元年7月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
